

秋田県第二種特定鳥獣管理計画
(第2次ニホンジカ)

秋田県

令和4年3月

目 次

第 1	計画策定の目的及び背景	1
1	目的	1
2	背景	1
第 2	管理すべき鳥獣の種類	2
第 3	計画の期間	2
第 4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	2
第 5	現状	3
1	生息動向	3
2	生息環境	4
3	捕獲状況	6
4	被害状況及び対策の実施状況	7
第 6	特定計画の評価と改善	8
第 7	管理の目標	8
1	個体群の生息状況に関する指標と目標	8
2	農業被害の軽減に関する指標と目標	9
3	生活環境被害の軽減に関する指標と目標（生態系等に関する事項含む）	9
第 8	数の調整に関する事項	9
1	個体群管理の施策の考え方	9
2	個体群管理の施策の目標と指標	10
3	個体群管理の施策の実施内容	10
4	捕獲の担い手確保・育成に関する施策	10
5	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	11
第 9	生息環境管理に関する事項	11
1	生息環境管理の施策の考え方	11
2	生息環境管理の施策の目標と指標	11
3	生息環境管理の施策の実施内容	12
第 10	被害防除対策に関する事項	12
1	被害防除対策の施策の考え方	12
2	被害防除対策の施策の目標と指標	12
3	被害防除対策の施策の実施内容	12
第 11	モニタリング等の調査研究	12
1	管理の目標に対応したモニタリング	12
2	各種施策の目標に対応したモニタリング	13
第 12	その他管理のために必要な事項	13
1	特定計画の実施体制	13
2	各主体の役割分担と連携	14
3	鳥獣被害防止計画との調整	15
4	年度別実施計画の作成	15

5	錯誤捕獲対応の実施体制等	15
6	感染症及び安全対策の実施	16

第1 計画策定の目的及び背景

1 目的

本県に生息するニホンジカについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条の2に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、群れとして安定的に生息することを防ぎ、農林業、生活環境、森林生態系への被害や影響を最小限に抑えることを目的とする。

2 背景

（1）全国の状況

環境省の調査により、昭和53年度調査から令和2年度調査の間で約2.7倍に全国の分布域が拡大していることが確認された。東北地方では岩手県等、北東北の太平洋岸を除き、広く分布が確認されていなかったが、平成15年度調査以降分布域が拡大している。

推定個体数は、本州以南で約189万頭（中央値、90%信用区間で約142万頭～260万頭、令和元年度末）と推定されており、平成26年度をピークに減少傾向と考えられている（図－1）。

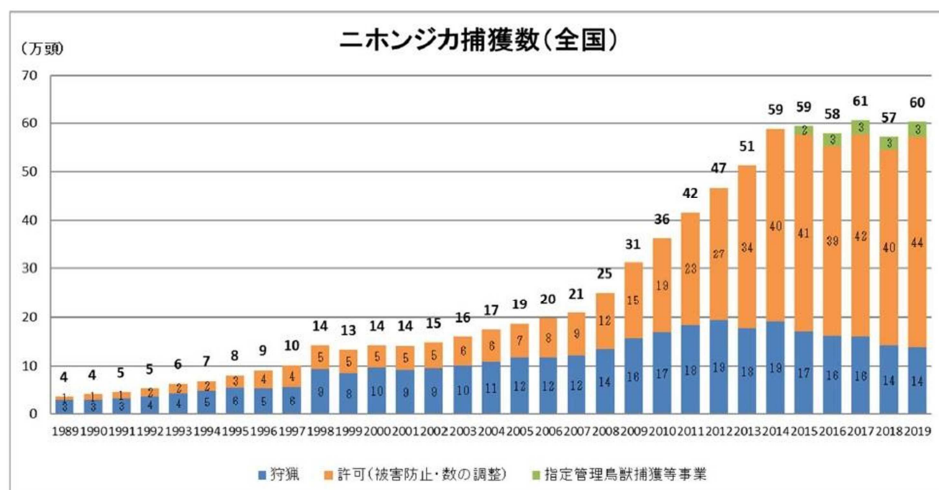


図－1 ニホンジカの推定個体数の推移（2021 環境省）

農林水産省によると、野生鳥獣による農作物被害額については、令和元年度で約158億円となっており、そのうちニホンジカによるものは約53億円で、全体の約3割強を占めている。また、ニホンジカが高密度で生息する地域では、過度の採食圧により、植生や土壌、様々な動物種に負の影響を与えている。

こうしたことから、平成25年12月に環境省と農林水産省が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を示し、本州以南のニホンジカは平成23年度の推定生息頭数を10年後の令和5年度までに半減させることを当面の目標とした。近年は60万頭前後の捕

獲数で推移している（図－２）。さらに、令和２年７月には、この目標達成のためには計 20 万頭の捕獲数の上積みが必要とのことから、環境省と農林水産省から「シカ・イノシシの抜本的な捕獲強化通知」が発出され、全国的な集中捕獲キャンペーンのもと、ニホンジカ捕獲強化が推進されている。



図－２ ニホンジカ捕獲数の推移（2021 環境省）

（２）本県の状況

本県では江戸時代までは各地に生息していたが、その後、狩猟圧などにより昭和初期までに絶滅したとされていたが、平成 21 年 6 月に仙北市角館町で死亡個体が収容されて以降、各地で目撃や死亡個体の収容件数が増加し、令和 2 年度は 98 件、117 頭の目撃等の情報が寄せられている。

また、捕獲についても令和元年度までは数頭程度だったものが、令和 2 年度以降 30 頭ほどに増加している。

これらの目撃等は、オスだけでなくメスや幼獣も含んでおり、本県ではニホンジカが定着し、生息域の拡大が始まっているとみられる。

第 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（*Cervus nippon* : 以下「シカ」という。）とする。

第 3 計画の期間

シカについては県内で定着し、生息域が拡大していると考えられ、比較的短期間で個体群の動向に変化が生じる可能性があるため、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。ただし、社会情勢の変化等が生じた場合は適宜改定を行うものとする。

第 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

国指定鳥獣保護区を除く県内全域とする。

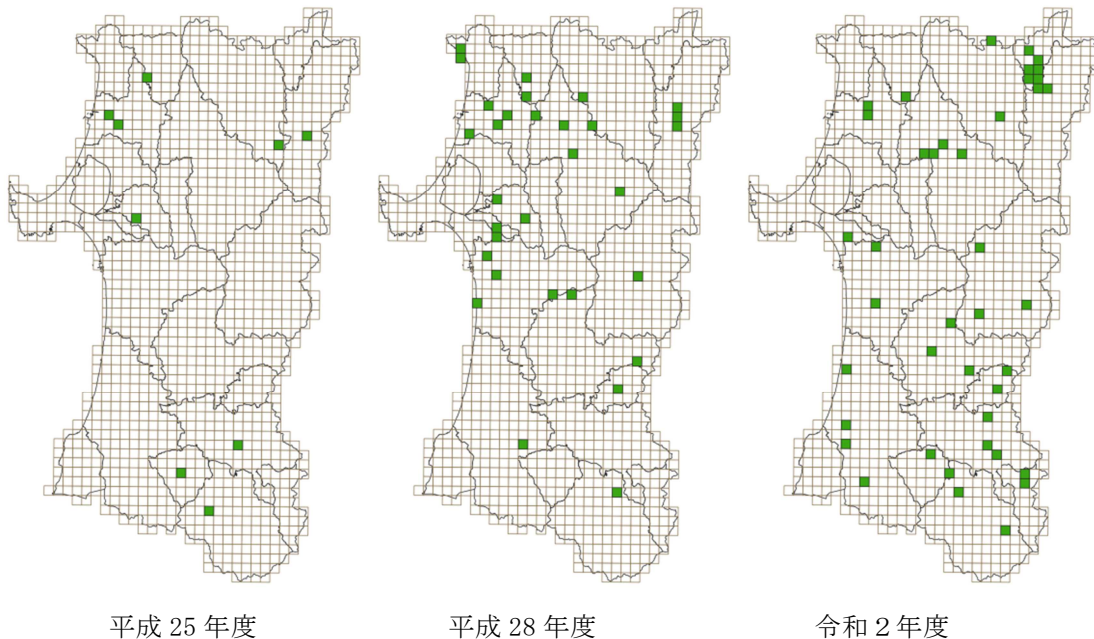
第5 現状

1 生息動向

(1) 分布状況

県内では平成 21 年 6 月に仙北市で死亡個体が収容され、平成 25 年に横手市で子連れのメスが目撃された。その後、目撃等がある区域は県内全ての地域振興局管内に拡大し、白神山地周辺での目撃や、群れ単位での目撃回数も増加しており、平成 21 年度から令和 2 年度末までで計 559 頭の目撃等の情報が寄せられている（図－3、表－1）。

累計の地域別では能代山本地域が最も多く全体の 25.9%、次いで仙北地域の 17.6%、北秋田地域の 14.1%となっている。



図－3 シカ目撃等（捕獲含む）箇所の推移（3km メッシュ）

表－1 目撃数と捕獲数の推移

(単位：頭)													
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	合計
目撃数	2	3	3	17	9	30	39	87	84	82	78	87	521
捕獲数	-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	3	30	38
合計	2	3	3	17	9	30	40	88	85	84	81	117	559

※目撃数には死亡個体を含む

(2) 生息密度

生息密度（痕跡密度）については、令和 3 年度から調査を開始しており、その結果は次のとおりとなった。令和 3 年度は調査対象をツキノワグマ生息調査と同じメッシュとしたが、融雪が早く調査時に痕跡が確認しづらい状況だったことや、季節

移動により調査実施時に調査対象メッシュとは異なる地域に移動していた可能性が考えられる。引き続き、県内の生息密度（痕跡密度）の把握方法については、検討を重ねていくこととする。

【生息密度（痕跡密度）の状況】

現状：0.001 箇所/km²（1 痕跡÷130 メッシュ、令和3年度実績）

2 生息環境

（1）自然環境と土地利用等

一般的に、シカの分布域は森林率 40%～70%の区域に集中するとされているが、本県を地域振興局別に見ると、急峻な山間部の多い鹿角、北秋田、雄勝管内は森林率が 75%を超えるが、比較的平野部の多い山本、秋田、仙北、平鹿管内ではシカが生息しやすい森林率の区域となっている（表－2）。

表－2 各地域振興局ごとの森林率

振興局	総面積(ha)	森林(ha)	森林率(%)
鹿 角	90,922	72,115	79.3%
北秋田	232,270	194,633	83.8%
山 本	119,120	82,703	69.4%
秋 田	171,683	99,179	57.8%
由 利	145,072	105,435	72.7%
仙 北	212,867	149,863	70.4%
平 鹿	69,280	37,619	54.3%
雄 勝	122,538	97,848	79.9%
計	1,163,752	839,395	72.1%

（出典：令和2年度版秋田県林業統計）

また、近年、人口減少や高齢化の進行に伴い、耕作放棄地が増加しており、過去 10 年間で荒廃農地が 3 倍以上に増えている（表－3、図－4）。こうした場所がシカの生息に適した環境になることも考えられる。参考までに、シカが好む草地環境について、環境省の自然環境保全基礎調査における植生図から草地を含む 3 km メッシュに着色したところ、大部分が草地を含んでいる結果となった（図－5）。

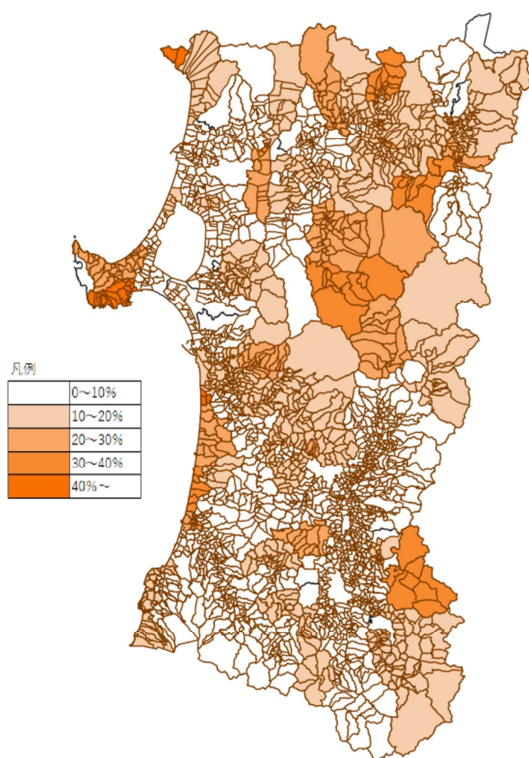
表－3 県内の荒廃農地面積の推移

（単位：ha）

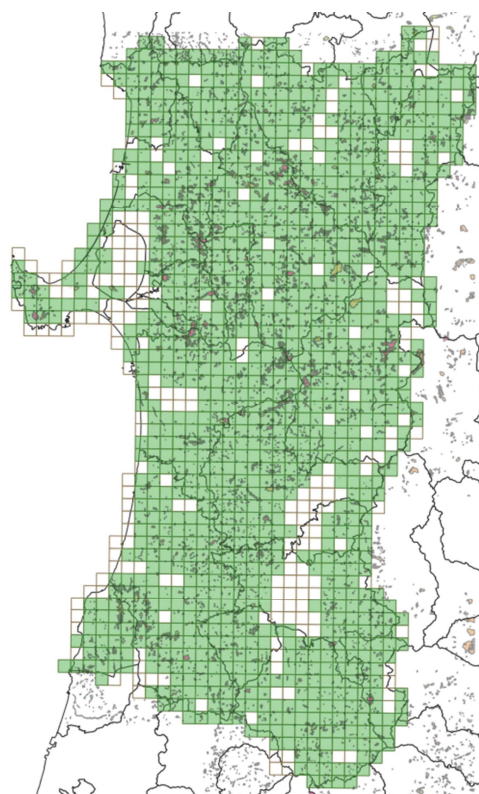
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
荒廃農地面積計	305	385	501	499	431	413	475	510	764	840	1,030

（出典：農林水産省資料）

なお、シカの分布限界と積雪深との関係については様々な議論があるが、近年では気候変動等の影響により、多雪地での積雪量が減少傾向と考えられ、積雪による移動への影響も低下している可能性が指摘されている。県内でシカの越冬が確認されている田沢湖地区に近い気象庁の観測所（角館）でも、積雪の減少傾向が確認できる（図－6）。また、本県のように積雪の多い地域であっても、実際には針葉樹林などで雪を避けて生息することがあるため、県内に広く分布しているスギ造林地が積雪の影響を緩和し、生息域の拡大に寄与していることも考えられる。



図－4 県内の耕作放棄地割合
（2015 農林センサス）



図－5 県内の草地分布
（3 km メッシュ）

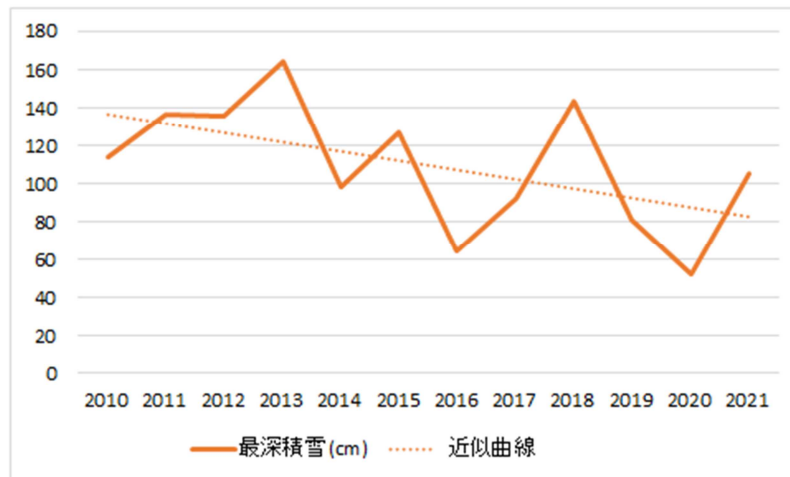


図-6 角館観測所の2月における最大積雪深の推移

3 捕獲状況

(1) 捕獲の現状と動向

本県において、シカは平成27年12月に仙北市田沢湖で初めて狩猟により捕獲され、その後は数頭で推移していたが、令和2年度には30頭となり前年の10倍に増加した(表-1)。

令和2年度の捕獲区分は、狩猟による捕獲が26頭、有害捕獲による捕獲が3頭、県が行う個体数調整捕獲(以下、「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。)によるものが1頭となっている。

また、令和2年度の地域別では北秋田市7頭(23%)、仙北市5頭(17%)、大仙市4頭(13%)、小坂町と横手市が各3頭(10%)となっており、県境部に近い自治体での捕獲が多くなっている。

同様に、捕獲手法別では、銃猟が25頭(83.3%)、くくりわな3頭(10%)、箱わな1頭(3%)で、その他1頭は交通事故の個体を止め刺したもの(有害捕獲)となっている。

(2) 捕獲個体に関する情報

令和2年度に捕獲された30頭の内訳は、表-4のとおりとなっている。成獣のオスが過半を占めているが、メスも3割を占めており、シカが定着していることが示唆される。また、捕獲されたメスのうち2頭(小坂町、北秋田市各1頭)は妊娠中であり、県内で繁殖していることも確認されている。

表-4 令和2年度の捕獲個体内訳

区分	成獣オス	成獣メス	幼獣
頭数	17	10	3
割合	57%	33%	10%

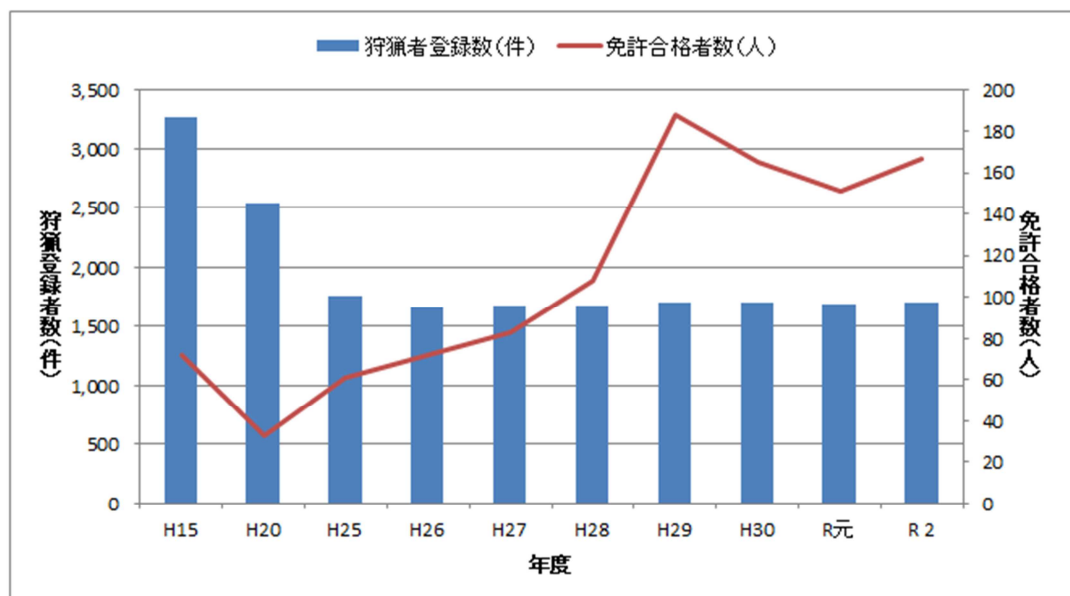
(3) 捕獲の担い手に関する状況

令和2年度から捕獲頭数が増えており、主に銃猟による捕獲が大半を占める。一部でくくりわなによる捕獲が行われているが、まだ一般的にはなっていない。引き続き、捕獲技術の向上を図っていく必要があることから、くくりわなによる捕獲技術の講習会やスラグ弾実技講習などを開催していく。

また、狩猟者の高齢化・減少傾向が続く中において、狩猟による捕獲圧を高めるためには、若い狩猟者の育成・確保が必要となる。本県では平成29年度から狩猟免許取得や銃の購入経費に対する補助を実施しており、令和2年度までの4年間で延べ205人、358件の助成を行っている。これらの施策により、狩猟者登録数の減少に一定の歯止めをかけることができていると考えられる（表－5、図－7）。

表－5 新規狩猟免許合格者の推移

年度	H15	H20	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
狩猟者登録数(件)	3,255	2,537	1,758	1,660	1,671	1,669	1,692	1,700	1,689	1,694
免許合格者数(人)	72	33	61	72	83	108	188	165	151	167



図－7 狩猟者登録数と狩猟免許合格者の推移

4 被害状況及び対策の実施状況

(1) 被害発生 の 経緯 と 現状

本県におけるシカの農業被害は、平成27年6月に大仙市で確認され、その後は同市と隣接する仙北市で数件の発生にとどまっていたが、平成28年には能代市でも被害が確認されている。

いずれも被害は小規模であったため、被害額等は計上されていなかったが、平成29年から水稻への被害が増加し、令和2年は能代市と仙北市で水稻被害、能代市で

サツマイモの被害が発生している（表－6）。

なお、本県においてはシカの生息密度よりもカモシカの生息密度が高いと考えられるため、実際はカモシカによる被害が混在していることも考えられる。

表－6 農作物被害の推移

（単位：ha、千円）

年 度	H28	H29	H30	R元	R2
被害実損面積	－	0.35	0.01	0.15	1.64
被害金額	－	4	16	125	494

（2）被害防除対策の実施状況

一部の市町村では有害捕獲が実施されているが、農業被害がまだ局所的、かつ小規模であるため、農家側も深刻に受け止めずに特段の対策を行っていない状況が見受けられる。

ただし、カモシカの被害対策として行われている耕作地周囲へのネット設置は、一定程度シカの被害防除にも寄与していると考えられる。

また、市町村においては、鳥獣被害防止対策総合事業等を活用するなどして、鳥獣被害防止の対策を実施している。このうち、市町村が策定する被害防止計画において、ニホンジカを対象獣種としているのは井川町を除く 24 市町村となっている。

第6 特定計画の評価と改善

第1次特定鳥獣管理計画では、農林業等の目立った影響がない安定した状態を維持することとして、捕獲圧をかけるとともに、シカが住みにくい環境整備を進めていくこととしていた。

捕獲圧の強化に向けては、令和2年度から狩猟期間の拡大（11月1日から3月15日）を実施した。延長した期間内の捕獲頭数は1頭で、狩猟による捕獲数26頭に対して3.8%であり、大半が従来の狩猟期間内の捕獲にとどまっている。この効果を判断するには狩猟期間の延長を継続し、情報を収集していく必要がある。

第7 管理の目標

1 個体群の生息状況に関する指標と目標

本県は100年にわたりシカが生息しない環境下で農林業が行われ、生態系が成立してきた地域であるが、シカは放置すると過剰に増加し、農林業被害の拡大を招くだけでなく、生態系や生物多様性、景観を回復困難なほどに改変するおそれがある。

このため、本計画ではシカが群れとして安定的に定着しないよう捕獲圧を強化することで、個体数の増加、分布の拡大を抑制していくことを目標とする。

2 農業被害の軽減に関する指標と目標

本県ではシカによる被害はまだ局所的にとどまっているが、水稻やサツマイモの被害が発生しており、今後、更に生息頭数が増加することに伴って農林業被害も増加することが懸念される。

このため、本計画では農業被害（面積）が現状から低減させていくことを目標とする。

【農業被害の状況】

現状：被害実損面積 1.64ha（令和2年度実績）

目標：現状より低減させる

3 生活環境被害の軽減に関する指標と目標（生態系等に関する事項を含む）

本県ではシカによる生活環境被害は発生していないため、指標と目標は当面定めないこととする。

なお、他県ではシカの生息密度が高くなった結果、食害により植生や景観への影響が発生している。本県においては越冬地周辺の一部で植生の衰退が確認され始めており（図－8）、今後、シカが定着して生息数が増えた場合には、県内に分布する希少種や地域を特徴づける植生等への影響も発生するおそれがある。このため、シカの分布状況等を勘案しながら、植生の衰退度等のモニタリングについて、関係機関と連携しながら検討していく。



図－8 仙北市生保内におけるシカ生息地の植生

左：シカの痕跡が多い林分、右：シカの痕跡が少ない林分

第8 数の調整に関する事項

1 個体群管理の施策の考え方

第7の1で述べたとおり、本県では長らくシカが分布していない状況が続いてきたが、隣県からの移入に加えて一部では越冬地として利用されている地域が明らかになるなど、県内に定着し、個体数増加が徐々に始まっていると考えられる。

このため、本計画では個体数調整を行うことで、個体群としての定着を防ぎ、低密度状態を維持していく。

2 個体群管理の施策の目標と指標

低密度状態を維持するにはシカの繁殖を抑えていくことが重要となるが、そのためには成獣メスの捕獲が効果的とされていることから、捕獲された個体のメス比を半数以上とすることを目標とする。

【捕獲個体のメス割合】

現状：33.3%（令和2年度実績）

目標：50%以上

3 個体群管理の施策の実施内容

以下により個体群管理のための捕獲圧強化を図る。捕獲に当たっては、出猟カレンダーによる努力量と捕獲効率の把握とともに、捕獲調書により捕獲個体の情報収集を行い、施策の検証に活用していくこととする。

（1）狩猟による捕獲圧強化

狩猟行為による捕獲圧の強化を図るため、第1次特定鳥獣管理計画で導入した狩猟期間の延長を継続する。

【狩猟期間】

通常 11月1日から2月15日まで

延長 11月1日から3月15日まで

また、捕獲を重点的に行う区域においては鳥獣保護区内でもシカの捕獲が可能となるよう、その他の鳥獣への影響も鑑みながら、必要に応じて鳥獣保護区を法第12条第2項に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域（狩猟鳥獣の捕獲を禁止するが、例外として捕獲可能な狩猟鳥獣を指定できる区域）に変更し、捕獲を推進していくものとする。

（2）有害捕獲による捕獲圧強化

有害捕獲については市町村が主体となって狩猟期間以外（3～10月）を中心に実施しているが、シカの有害捕獲実績は1頭のみである。しかしながら、定着した個体による継続した農業被害が発生しないよう、狩猟期間以外においても引き続き農地周辺での有害捕獲を実施する。

また、有害捕獲にあつては捕獲位置等についての情報も収集していくものとする。

（3）指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲圧強化

第8の5による。

4 捕獲の担い手確保・育成に関する施策

農作物被害対策の推進を図るため、侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等を担う指導者（市町村、農業協同組合の担当職員等）を育成する研修等を実施する。

また、低密度地域である本県に適した安全かつ効率的な捕獲技術の習得に必要な支援を実施する。特に、今後は農地周辺でのわなによる捕獲の増加が想定されるため、わなに関する実技講習会を開催し、知識の普及を図っていく。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

狩猟や有害捕獲に加えて、個体数調整を目的とした捕獲圧強化のため次により県が実施主体となる捕獲を実施する。なお、詳細については毎年度策定する指定管理捕獲等事業に関する実施計画において別途定めるものとする。

（１）実施期間

第３の計画の期間内とし、原則として１年を超えないこととする。

（２）実施区域

第４の第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域とする。

（３）目標

シカが生息し、植生の衰退等が確認されている地区を中心に、捕獲事業を行い、群れとしての定着を防ぐ。

（４）実施方法及び実施結果の把握並びに評価

委託事業及び直営により実施し、実施結果の把握は委託事業の完了報告等により行う。本事業では、対象地のシカを極力捕獲することを目標として実施する。捕獲に当たっては繁殖可能な個体（特にメス）の捕獲を優先する。また、越冬地における群れ単位での捕獲技術の確立を目指して実証事業も行う。

評価については秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会において行う。

（５）実施者

秋田県

第９ 生息環境管理に関する事項

1 生息環境管理の施策の考え方

シカの生息頭数（生息密度）増加を抑制するためには、草地造成や森林伐採、耕作放棄されて草地化した農地、法面等の緑化により作り出された草地が餌資源となるため、こうした環境を極力作り出さないことが重要である。

これらの管理は様々な主体が関与することから、シカが定着していると考えられる地域においては、関係者が一丸となってそうした草地増大の防止に取り組む必要がある。

2 生息環境管理の施策の目標と指標

シカの低密度状態を維持していくためには、餌資源として利用できる草地環境の適切な管理が重要となるが、現状では耕作放棄地が年々増加するなど十分な対応は難しい状況である。

このため、特にシカが定着、越冬していると考えられる地域を中心に、草地環境の適切な管理に努めるものとする。

3 生息環境管理の施策の実施内容

利用されている草地については、管理者が適切に管理を行う。また、今後、森林環境においてシカの定着が確認された場合は、その地域における植栽地や伐採地における餌資源の利用を制限する防護柵の設置を検討していくものとする。

第10 被害防除対策に関する事項

1 被害防除対策の施策の考え方

シカによる農業被害の防止については物理的な柵の設置が効果的であるが、地域ぐるみや組織的に行う面的な対応がより効果を発揮する。また、適切な防除対策を実施し、農地への侵入防止、農地周辺での餌資源を低減することは、加害個体の効果的な捕獲にも有効であることから、加害個体の捕獲等と併せて、こうした被害防除の取組を推進していく。なお、この取組はシカだけに限らず、本県で多いツキノワグマや、増加傾向にあるイノシシによる農林業被害への防除にも必要となる。

2 被害防除対策の施策の目標と指標

被害防除については、市町村が主体となって取組を進めて

いることから、これを推進していくものとする。なお、現状では、市町村における被害防除の中心はツキノワグマ対策が主であるが、被害防除の取組はシカや他の鳥獣にも共通するものであるため、被害の状況に応じて市町村と連携し、シカも含めた被害防除対策を実施する市町村数の増加を目指す。

【シカ対策を考慮して被害防除対策を実施している市町村数】

現状：17 市町村

目標：シカによる農林業被害が発生している市町村全て

3 被害防除対策の施策の実施内容

市町村が主体となった防護柵等による予防を中心に、集落点検と併せて未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等や、シカが出没しないような刈払いなどの環境管理を推進する。

第11 モニタリング等の調査研究

1 管理の目標に対応したモニタリング

(1) 個体群に関するモニタリング

シカの痕跡密度の調査を実施し、各地域における増減傾向を把握するほか、これまで実施している目撃情報も重要な分布情報であるため、引き続き情報収集を行っていく。

また、県林業研究研修センター等と協力し、シカの越冬地と推察される場所についての調査を継続する。その結果、シカが通年で生息していると考えられる地域においては植生の衰退度などの調査についても検討していく。

併せて、出猟カレンダー等による捕獲数や捕獲効率、目撃効率等も個体群に関するモニタリングに活用する。

(2) 農業被害の軽減に関するモニタリング

毎年の被害状況について情報収集するほか、農林部局と協力して被害防除対策の実施状況等を把握する。

2 各種施策の目標に対応したモニタリング

(1) 個体群管理に関するモニタリング

捕獲数等の情報のほか、捕獲個体の性別、齢区分、成獣メスの捕獲状況等を捕獲調書から把握する。併せて、1 (1) と同様に、出猟カレンダー等により捕獲情報の収集を行う。

(2) 生息環境管理に関するモニタリング

シカの分布状況を勘案しながら、希少植物群落や造林地等への防護柵の設置状況などについて情報収集を行う。

(3) 被害防除に関するモニタリング

農林部局と連携し、市町村における被害防止対策の実施状況について実績等を把握する。

第12 その他管理のために必要な事項

1 特定計画の実施体制

管理計画の目標を達成するため、地域住民の理解と協力を得ながら、県、市町村及び関係団体等の緊密な連携の下に、個体群管理や被害管理等の施策の実施に取り組む。(図-9)。

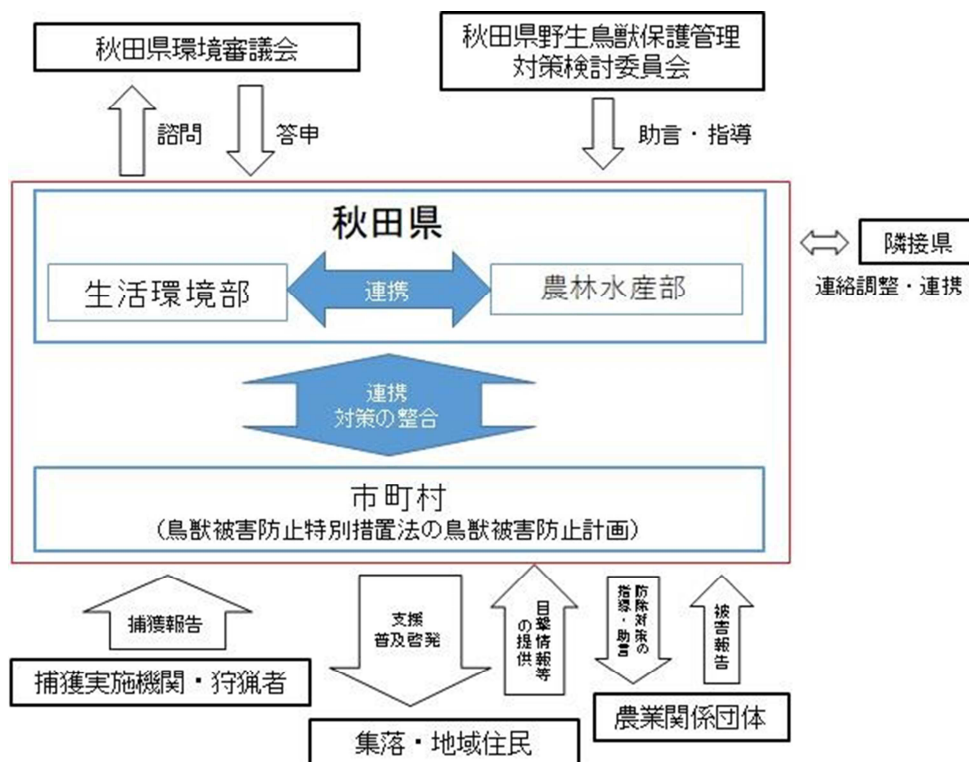


図-9 管理の実施体制図

2 各主体の役割分担と連携

(1) 県の役割

自然保護課は本計画を策定し、県全体の管理目標を設定する。そして、他の関係行政部局、地域住民、民間団体等の各主体が実施する取組の調整を行うとともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。なお、自然環境（景観含む）対策や農林業被害対策については農林水産部と分担して実施する。

また、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）が、鳥獣保護管理事業計画及び特定計画と整合性が取れたものであるかを確認して、市町村との連携に一層努める。

併せて、シカは白神山地周辺や他県にも広域的に分布していることから、国の関係機関や隣接県との連携を図る。

加えて、これらの取組状況や調査結果などを広く県民に公表し、シカ対策についての考え方や取組についての普及を図る。

(2) 市町村の役割

農林業被害については被害防止計画を策定し、鳥獣被害防止総合対策事業を活用して、県と連携して被害防止計画に基づく個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、その他市町村が管理する区域においても、モニタリング等の状況把握や被害対策を行う。

有害捕獲等の結果に関する情報は、個体数など個体群動向等の重要な基礎資料となることから、定期的に県に報告する。

(3) 集落・地域住民の役割

個々の農地は地域住民が、集落全体は集落が主体的に被害防除対策を実施する。

なお、個々の農業従事者が対策を実施するよりも集落ぐるみで対策を実施することが効果的な場合については、行政と連携しながら取り組むものとする。

具体的には防護柵の設置・管理、やぶの刈り払い、誘引物（廃棄農作物や放棄果樹の管理）の除去は集落・地域住民が主体となっていく。

その他、目撃情報等について県や市町村に随時情報提供を行う。

農業協同組合等は組合員に対し、被害防除技術の普及啓発や各種助成制度活用の情報提供を行う。

3 鳥獣被害防止計画との調整

市町村が策定する被害防止計画と本計画は「農林業被害・生活環境被害軋轢の軽減」において共通の目的を有しており、かつ、シカの捕獲区分の一部は実施主体が市町村となることから、両計画における施策について整合を図っていくものとする。

具体的には、痕跡密度や捕獲状況など俯瞰できる情報をとりまとめる県が、それらの情報を提供し、市町村における被害防止計画の策定を支援する。

また、市町村は鳥獣被害防止計画に基づき、県から提供された情報やこれまでの事業実績、確保可能な予算等を踏まえて被害防止に必要な捕獲に努める。

県は市町村による有害捕獲状況や、狩猟による捕獲数を考慮した上で、指定管理事業等による捕獲圧強化の目標を設定する。

4 年度別実施計画の作成

本計画を具体的に実行していくため、第8の5による年度別実施計画を作成するものとし、年度ごとに前年度の実績等を踏まえて目標値を設定する。評価については、翌年度に実績を踏まえて行い、逐次見直し等を反映させるとともに、本計画の目標達成のために必要な予算措置に努めるものとする。

5 錯誤捕獲対応の実施体制等

今後、わなの使用数の増加により、錯誤捕獲の発生（特にツキノワグマがわなにかかった際の人身事故の発生）が懸念されるため、錯誤捕獲が起こりうる事態を想定した危機管理に関する技能や知識の普及を図っていくこととする。

(1) 錯誤捕獲の予防

錯誤捕獲を予防するため、捕獲従事者等への指導の徹底を図ることとし、くくりわなを使用する場合は、以下の措置をとることとする

- ① わなの設置後は毎日見回りを行い、足跡等の痕跡からツキノワグマ等の利用の有無を確認する。
- ② くくりわなを設置した付近で、特にツキノワグマの利用が確認された場合は、くくり罠を移動又は撤去する。

(2) 放獣体制の整備等

錯誤捕獲が発生した場合は、速やかに最寄りの地域振興局農林部森づくり推進課へ連絡するものとし、関係者で対応を協議しながら放獣を実施する。また、放獣に備え、対応体制の整備を図る。特に、ツキノワグマの放獣については哺乳類学会の「クマ類の放獣に関するガイドライン」を参考とする。

6 感染症及び安全対策の実施

(1) 防疫措置の実施内容及び実施体制、状況把握

シカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う可能性があるため、シカの捕獲であっても十分に感染症の防疫に留意することについて注意喚起を図っていく。

(2) 人獣共通感染症への注意喚起

シカとの人獣共通感染症としては、ダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の感染症や、糞尿や血液等と直接接触によるＱ熱（コクシエラ菌）、加熱不足の肉等の摂食によるＥ型肝炎などの感染症がある。こうした感染症を防ぐためにも、捕獲に従事する際にはダニに刺されにくい服装等で臨むことや、解体作業時には手袋を着用すること、肉等を食す場合は十分に加熱することなどを各種研修会等で注意喚起を図っていく。